

井真成墓誌の再検討

韓 昇

1 問題の提起

2004年、西安市において井真成という名の日本人の墓誌が出土し、墓誌を所蔵する西北大学歴史博物館はこの墓誌を公表した。この墓誌は日中両国の歴史学界において大いに注目され、井真成墓誌をテーマとする多くの研究討論会が開催された。その代表的な成果が、専修大学と西北大学の共同プロジェクトによる『遣唐使の見た中国と日本 新発見「井真成墓誌」から何がわかるか』（朝日新聞社 2005）である。この書によって井真成墓誌の基本的な状況が判明した。

日本古代史研究者が関心を示したのが、この墓誌に「日本」という国号があったことである。「日本」という国号を記載する初めての物的証拠とされ、この墓誌は高い評価を得た。しかし、「日本」という国号が登場するのは、井真成墓誌よりも20年余り早い「徐州刺史杜嗣先墓誌」に既に「日本」という国号がみえることが、台湾大学中文系の葉国良氏によって紹介されている^①。井真成墓誌は最初に「日本」という国号の記された文物ではなかったのである。

今後は井真成墓誌の研究を前進させ、出土当初に与えられた井真成墓誌の評価に再検討を加え、また当初は見落とされていた課題を発見し、唐朝の対外制度史研究に井真成墓誌を正しく位置づけることが必須な作業となる。本稿は井真成墓誌に対して、予断や偏見を極力排除して読み解き、井真成の身分を唐・日の制度史的観点から試論する。

以下、まずは、井真成墓誌出土以来の議論をたどることからはじめる。その議論の根拠に疑問符がつくことをまずは確認したい。その上で、唐の制度を改めて検討しなおすと、その疑問符からさらにすすんで、議論の根拠がなくなることを確認したい。その上で唐代の制度や日本の古代史一般に照らし合わせたばあい、井真成はいかなる人物なのか、それを最後に結論として導き出すことにする。

2 井真成墓誌

井真成を論じるに当たって、まずは「井真成墓誌」の全文を示して参考に供する。

贈尚衣奉御井公墓誌文并序

公姓井、字真成。国号日本。才称天縱、故能
□命遠邦、馳騁上国。蹈礼楽、襲衣冠、束帶
□朝、難与儔矣。豈凶強学不倦、聞道未終。
□遇移舟、隙逢奔駟。以開元廿二年正月
□日、乃終于官第。春秋卅六。 皇上
□傷追崇有典。詔贈尚衣奉御、葬令官
□、即以其年二月四日、窆于萬年県澹水
□原。礼也。嗚呼、素車曉引、丹旌行哀、嗟遠
□兮顏暮日、指窮郊兮悲夜臺。其辞曰、
□乃天常、哀茲遠方、形既埋于異土、魂庶
歸於故郷。

3 井真成・留学生説

井真成墓誌の解説に当たられたのは気賀沢保規氏である。留学生説の根拠をたどる意味で述べれば、気賀沢氏は墓誌の「豈凶強学不倦、聞道未終」に依拠して、井真成を遣唐留学生であったと判断し、開元5年（養老元年、717）の第9次遣唐使に随行して入唐し、唐朝に留学すること19年であったとした⁽²⁾。しかし、「豈凶強学不倦、聞道未終」の句から、どうして井真成が留学生であったと判断できるのであろうか。私はこの点におおなる疑問をもつにいたった。

さらに述べれば気賀沢氏は墓誌の闕字を「束帶 [立] 朝」と「立」を補字し、井真成が唐朝の朝堂に立ったと断定した。「立」と補うのは、王建新氏が『論語』公治長に「子曰、赤也、束帶立于朝」とあるのに基づいた推測である。しかし、賈麦明氏は碑文の残筆を観察した上で既に「立」を否定し、「而」を補うべきではないかと推測している⁽³⁾。

また、たとえ「立」字を補ったとしても、井真成が朝堂に立ったと証明することはできない。唐朝の規定では、使節の大使や副使のみが皇帝の謁見を受ける儀式に出席できるのである。開元22年4月に日本の使節が洛陽において玄宗皇帝に拝謁した時、井真成は既に死去していたのであり、朝堂に立てるはずはない。ここでいう「朝」とは恐らく朝堂を意味するものではないだろう。氏の解釈を支持することはできない。

気賀沢氏は、また唐朝の官人であった阿倍仲麻呂の活動によって、井真成は贈官を得ることができたのであり、玄宗が詔を下し、井真成に官が追贈されたと推測する。阿倍仲麻呂が縁故によって井真成のために贈官を行わせたという説に至っては、唐代史と唐代の制度に照らして、あり得ない推測といってよい。

なぜならば、もしもその想定にそって、井真成が19年にわたって滞留する留学生であったとするならば、これは彼の成績が不振であり、官立学校を卒業できなかったことを意味する。とりなしによって贈官を得るとするのは道理にかなわない。

唐朝は劣等生を縁故によって随意に推挙することを許さなかった。1例を挙げれば、『旧唐書』

卷119楊綰伝には、

如有行業不著、所由妄相推荐、請量加貶黜。

とあり、推挙人が相応の処罰を受けたことがわかる。

このように、学校や官員が随意に劣等生を推挙するといった状況が生じるはずはなく、まして彼等は2人とも外国人で、しかも同一国に属していたから、私情にとらわれて不正を行ったという疑いをかけられたに違いない。

阿倍仲麻呂は、唐朝において人品と学問と、どちらにおいても高い評価を得ていたのであり、士人と交遊し尊敬されていた。どのような史料にも阿倍仲麻呂が私利を求めて不正を働いたということは書かれていない。独断で推し量り、古賢を中傷するべきではない。

制度からみて、学業の成っていない学生が贈官を得たという例はないし、そのようなことはあり得ない。

また、気賀沢氏は黄正建氏の研究に依拠して、唐の官人が尚衣奉御に任ぜられた後に高官に上った例を列举し、尚衣奉御が榮官であるかのようにいうが、黄氏が列举した例は対外的な贈官とは全く無関係であり、井真成の贈尚衣奉御を論じる際には何ら意味はない。已矣哉。

気賀沢氏の所説は、現在では定説のようにになっている。一介の留学生が、どうして朝堂に立ち皇帝に拝謁することができるのか。また阿倍仲麻呂の助力で「贈尚衣奉御」（「贈尚衣奉御」は官名であり、「尚衣奉御を贈る」と読んではいならない）が授与されたということは真実であろうか。阿倍仲麻呂に言及するまでもなく、このようなことは唐代の制度に照らしてあり得る話ではない。

4 唐代の学制と井真成

次に、疑問の足下を整理しておこう。井真成は留学生とされる。彼は唐朝の中央官学に19年にわたって留学し、学業修了、仕官、帰国することもなく、開元22年（734）正月に長安に没した。この問題を解決するためには、まず唐朝の中央官学について概観しておく必要がある。

『唐六典』によれば、唐朝の六学は国子・太学・四門・律・書・算からなり、学生募集の範囲には以下のような区別があった。

国子学：「文武官三品已上及び国公の子と孫、従二品以上の曾孫」

太学：「文武官五品以上及び郡公・県公の子と孫、従三品の曾孫」

四門学：「文武官七品以上及び侯・伯・子・男の子及び庶人の子」

律学・書学・算学：「文武官八品以下及び庶人の子」

六学のうち、東アジア諸国からの留学生は、多くは四門学に進むこととなる。ただし、どの官立学校に入ったとしても、求学態度と在学年限には一定の規定があった。

凡六学生有不率師教者、則挙而免之。其類三年下第、九年在学及律生六年无成者、亦如之。

假違程限及作楽、雜戲亦同。唯弹琴、習射不禁。（『唐六典』卷21国子監・主簿の条）

つまり、在学期間は最長でも9年を超えることはできなかったのである。また、在学中は必ず規定の試験を受験しなければならなかった。井真成が在唐していたとされるころの開元7年（719）

と25年（737）の学令を挙げておこう。

毎年国子監所管学生、国子監試、州学生、当州試。……（中略）……。其試者、通計一年所受之業、口問大義十条、得八已上為上、得六已上為中、得五已下為下。頻三下及在学九年。律生則六年。不任貢挙者、并解退。（『唐令拾遺補』1050－1頁）

制度上から見れば、井真成が唐朝に19年間に亘って留学し、貢挙試を受けることもなく、仕官することもなかったというのは、唐朝の学制には符合せず、また常識とも一致しないのである。さらに、唐朝は年限を超える各種の外国留学人員に対して、一定の処置規定を設けていた。『新唐書』百官志・崇玄署の条に、

新羅・日本僧入朝学問、九年不還者、編諸籍。

とある。僧侶の修業にも年限があるからには、留学生が仕官もせず任意に滞留できるはずはない。当時の学制から判断して、井真成が長安に19年に亘って留学していたとする見解は成立しがたく、井真成が開元5年（養老元年、717）に第9次の遣唐使に従って入唐したという推断も論拠が薄弱といわなければならない。

5 井真成の入唐年代

次に、年代問題を詰めて検討するために、井真成の入唐年代を考えることにしよう。ここでは、墓誌にある2つの句が重要な手掛かりとなる。

1は墓誌の「□遇移舟、隙逢奔駟」という句に注意したい。出典は『莊子』大宗師と『墨子』兼愛下で⁽⁴⁾、前半句は突然の変化を、後半句はわずかな時間のことを意味する。これは井真成の死が、短時間の内に突然起こったことを説明しており、長安に19年滞留して死去したはずはない。

2は「□命遠邦、馳聘上国（中略）束帶□朝」とある句である。前の闕字は「銜」を、後ろの闕字には『論語』に基づき「立」を補うべきであると推測されてきたが、賈明氏は碑に残る筆画を観察した結果、左右両側には縦の筆画が確認できたとして「而」の字を補うべきではないかと推測した。しかし、「来」を補うのが適当であり、これならば賈氏の指摘する碑石の残存筆画とも近い。「銜命」・「聘」・「来朝」という用語は、井真成が遣唐使節の随員であったことを示している。もしも一介の留学生であったならば、この種の字句が用いられるはずはない。入唐年代を詰めて検討しようとする、井真成は天平5年（開元21年・733）の第10次遣唐使節の随員であった可能性が高いことがわかってくる。

6 第10次の遣唐使

はからずも、墓誌の分析から、井真成の入唐時期は717年より遅れ、733年、即ち唐の開元21年、日本の天平5年に第10次の遣唐使が入唐した時と想定できる。『続日本紀』に依れば、この使節団は4船に搭乗し、4月に日本の難波津から出発したとある。

『冊府元龜』外臣部・朝貢4に、

〔開元二十一年〕八月、日本国朝賀使真人広成、与僸徒五百九十人、舟行遇風、飄至蘇州。刺史錢惟正以聞。詔通書舍人（通事舍人の誤写）韋景先、往蘇州宣慰焉。

とあり、第10次の遣唐使が8月に蘇州界に到着し、唐朝は即座に通事舍人の韋景先を蘇州に遣して宣慰したことが知られる。宣慰使の韋景先が来ていたこともあり、入京手続きはおのずから順調で、この遣唐使節（といっても590人全員が入京するのではなく、水主は船に留めおかれ、水主を管理する録事や判官も留め置かれたであろうから、入京使節は百名以下であったであろう）は10月ころには長安に入ったようである。

この点は石山寺所蔵の『遺教経』の奥書に傍証を得られる。

唐清信弟子陳延昌、莊嚴此大乘經典、附日本使国子監大学・羽右滿（羽栗吉麻呂）、於彼流伝。

開元廿二年二月八日、從京發記。

「京」とは長安を意味している。つまり、日本の遣唐使一行は長安に到り、翌年2月8日まで滞在していたのである。

前掲『冊府元龜』外臣部・朝貢4には、

〔開元二十二年〕四月、日本国遣使来朝、献美濃紵二百匹、水織紵二百疋。

とあり、日本の遣唐使一行が東都・洛陽に向かい、玄宗皇帝に拝謁した。このような迂回が行われた背景には、開元21年秋に長安地方で水害による飢饉が発生していたことがある。『旧唐書』卷8玄宗紀・開元21年末尾の「是歳」条には、以下の記事がある。

是歳、関中久雨、害稼、京師飢。詔出太倉米二百萬石、給之。

この飢饉のため、玄宗は、翌年の開元22年正月に洛陽に向かい災を避け、開元24年（736）にやっと長安に戻っている。

以上に述べてきたことを整理すると、日本の遣唐使節は、開元21年8月に蘇州に到着した後、ほどなくして長安に朝貢のために向かった。しかし、長安に到着した頃、玄宗は天災によって政務の処理に忙しかったのみならず、東都洛陽に向かい災を避けようとしていたため、日本の使節団が拝謁することはなかった。開元22年正月、玄宗皇帝は洛陽に行幸し、日本の使節団もこのため洛陽に向かい、4月になって拝謁を受け、朝貢の任務を終えた。遣唐使の道中は平坦ではなく骨の折れるものであり、井真成は突如病死したのであろう。これは墓誌のいう「壑遇移舟、隙逢奔駟」にも符合する。

井真成は「開元廿二年正月」に死去し、同年「二月四日」に葬られた。日本の使節団は2月8日に長安を離れて洛陽に向かっているから、時期的にも完全に一致する。

7 井真成は遣唐使随員

以上によって、井真成は留学生でなく、第10次遣唐使の随員であろうと想定されることは了解できたであろう。では、井真成は第10次遣唐使節のどのような位置を占める随員であろうか。これが次の課題となる。

井真成に関して、確実に判明している事実は次の3点である。

①開元22年正月某日、長安の官第（官舎）で死亡したこと。

②贈尚衣奉御（従5品上）の官を授与されたこと。

③死亡してから1ヶ月ほどして、萬年県（現萬年県）の東郊の滻水原に埋葬したこと。

このうち、②の贈尚衣奉御（従5品上）の官を授与されたことと、③の死亡してから1ヶ月ほどしてから埋葬されたことは、次項以下において述べることとして、まず①に関して述べておく。

長安の官第で死亡した事実は、井真成が唐朝にとって客であったことを示している。長安在住の唐代官人は自宅から通勤するのが通例であり、官舎・官第に住むのは短期滞在の唐朝の客、すなわち、外国の使節である。唐代の墓誌銘等によれば、地方官の場合は「某州の官舎で終わる」もしくは「某県の官舎で終わる」とある史料を、しばしば見受けることがあるが、中央官府に勤務する者で中央の官舎で死亡したとする史料は遇目したことがない。地方官の場合にのみ「某州の官舎で終わる」とあるのは、地方官はすべて中央から赴任する形を採り、地方官は官人にとって仮の姿であり、すぐに転任があるから、地方に赴任した場合は、官舎で生活するのが通例である。

留学生も官舎住まいと主張する人があるかも知れない。井真成は贈尚衣奉御（従5品上）の官を授与された事実がある。単なる留学生が死亡して、贈尚衣奉御が授与されることはない。従って、井真成は留学生では決してない。

8 井真成の埋葬

井真成が死亡してから1ヶ月ほどして、萬年県（現萬年県）の東郊の滻水原に埋葬されたのは、彼が贈尚衣奉御の官を授与されたことと大いに関連がある。彼の死亡は唐朝に報告され、皇帝に奏聞された。唐朝に報告されたから、贈官の制授告身が発給されたのである。死亡が朝廷に報告されるのであるから、井真成は無官の白丁ではない。井真成の埋葬は彼の死亡が唐朝に報告され、その唐朝の回答・贈官告身の到着を待って行われたため、死亡の日より1ヶ月ほども時間を要したのである。通常であれば、埋葬に1ヶ月も間を措くこともない。円仁の従者である惟暁は病気で会昌3年（843）7月25日に死亡し、同月29日には埋葬を終了している。

当時、玄宗皇帝は洛陽に行幸の途にあった。開元22年正月6日、玄宗皇帝は前年の關中地方の飢饉を承けて、就食のため洛陽に向けて行幸に出た。約850里（約400km）の道程を20日を要して、正月26日に洛陽に到着している。

井真成は「開元廿二年正月□日」に死亡し、死亡日は一字闕となっている。この闕字に一字の「廿」の字が補字されることはない。20日の死亡であれば、20日以降に死亡報告がなされ、贈官の告身の発給されたことになる。20日に死亡したのであれば、玄宗皇帝は、この報告を洛陽において聞いた可能性が大である。宰相の告身は即日発給であるが、贈官の告身は発給に最低3日はかかると考えなければならない。墓誌には贈尚衣奉御の官名が刻まれているから、洛陽往復の日数と告身発給に要した3日と贈尚衣奉御の官名を刻石するに要した2日程度を加えた日数が最低必要となる。20日の死亡であれば、開元22年2月4日に埋葬することは不可能となる。

従って、井真成の死亡日は一字の日、すなわち、「一日」から「十日」となるが、玄宗皇帝は正月6日までは長安に在ったから、報告の処理に日数は、そんなにかからない。井真成の死亡日

は「七日」から「十日」が推定できる。ともかく、井真成の死亡と贈尚衣奉御の告身発給は、玄宗皇帝の洛陽行幸という混乱の中で生じた事態であった。

9 唐朝が新羅使に与えた官

井真成が贈尚衣奉御（従5品上）の官を授与されたことは、井真成の第10次遣唐使節における身分を解き明かす上において極めて重要な史料である。唐朝の周辺諸国の使節が朝貢した場合、慣例として唐朝より官を授与されることは唐代文献から判明しているが、その授与された官が、本国の官と如何に対応するかは充分明らかではない。

『冊府元龜』外臣部・褒異の項によって、新羅の遣唐使節に対する授官の若干例を挙げれば次のようである。

- ①[開元] 四年三月丁亥、新羅遣其臣金楓厚、來賀正。授員外[中]郎[将]、放還蕃。(卷974)
- ②[開元七年] 五月丁酉、新羅遣使來朝、卒于路。贈太僕卿、賻絹一百疋。(卷974)
- ③[開元] 十五年正月、……(中略)……辛卯、新羅遣使來賀正。授奉御、賜緋袍・銀帶・魚袋、放還蕃。(卷975)
- ④開元二十三年二月癸卯、新羅賀正副使金榮死、贈光祿少卿。(卷975)
- ⑤[開元二十三年] 閏十一月壬辰、新羅王遣從弟大阿飡金相來朝、死于路。帝深悼之、贈衛尉卿。(卷975)

新羅の遣唐正使が客死した場合には、九寺の長官である太僕卿（従3品）や衛尉卿（従3品）を贈官し、新羅の遣唐副使が客死した場合は光祿少卿（従4品上）を贈官しているから、新羅の遣唐正使には3品官、副使には4品官を授与する通例であったとしてよい。官を授与するのは、慰労の意味を込めたものであるから、本来有する官品・官位より1階進めて授与するのであろう。前掲した贈太僕卿の場合を例にとれば、贈太僕卿（従3品）を授官した人物は、新羅国においては正4品上の地位にあった人物ということになる。

開元4年（716）の新羅使である金楓厚には員外中郎将（正4品下）を授与し、開元15年（727）の新羅使には奉御（5品官）を授与している。これは、これらの年度に正4品や5品官相当の使者を唐に派遣したためであろう。新羅は常に3品官相当の遣唐正使を派遣したのではなく、遣唐新羅使節の身分は時として変化があったことを示す。外国使節に授与する官は官名に大きな意味はない。品階に注意すべきである。

10 唐朝が日本国使節に与えた官⁽⁵⁾

日本の遣唐使節が唐朝より官を授与された例として、極めて具体的に判明するのは高階真人遠成の場合である。彼は藤原葛野麻呂を大使とする第17次遣唐使節の判官（3等官）として、貞元20年（延暦23年・804）に入唐している。この遣唐使節には最澄・空海・橘逸勢が参加していた。高階遠成の唐朝よりの授官は『朝野群載』巻20に「異国賜本朝人位記」と題して、以下の勅授告身を所載している。

日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階遠成。

右可中大夫試太子中允。餘如故。

勅、日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階遠成等奉其君長之名、趨我会同之礼。越溟波而萬里、獻方物於三陟。所宜褒獎、並錫班榮。可依前件。

元和元年正月廿八日。

..... (以下略)

つまり、日本で正5品上にある高階遠成を「右を中大夫（従4品下の文散官）試太子中允（正5品下）を可とし、餘は故の如し」とした。高階遠成は正5品上より1階進められて従4品下となったのである。唐朝が外国人に官を授与する場合は、遠路の労を斟酌して元の階より1階進めて官を授与することを原則とした。

高階遠成の入唐時の日本の位階は正6位上であるのに、唐国に行けば4階高くなり正5品上となっている。これは借位という措置による。借位とは一時的に官位を借りることである。外国に派遣する官人には、派遣官人の身分を飾るための臨時的措置として行われた。『続日本後記』巻4承和2年（835）12月壬申の条には、第18次遣唐使の借位に関して、

大使従四位上藤原朝臣常嗣正二位、副使従五位上小野朝臣篁正四位上、並大臣口宣、不授告身。

とあり、大使の従4位上・藤原朝臣常嗣は、唐国において正2位の官位を名乗ることとなり、副使の従五位上・小野朝臣篁は唐国において正4位上の官位を名乗ることとなった。この場合は6階の借位を許可している。この借位は大使と副使とのみ適用されるのではなく、官位を有する遣唐使節随員に適用されたと考えられる。

円仁の『入唐求法巡礼行記』開成4年（839）2月26日の条には、

日本国持節大使正三品行太政官左大弁守鎮西府都督參議 參議、是此間平章事。大唐国雲麾將軍 是二品（三品の誤写）。檢校太常卿 是文官正三品官。兼左金吾衛將軍 是武官第一、国親所除職也。員外置同正員。

と第18次遣唐大使の藤原朝臣常嗣が唐朝より授与された官を記録している。藤原常嗣は従4位上の官位にあって6階の借位をしたのであるから、「正三品」は『続日本後記』にあるように「正二品」の誤写としなければならない。藤原常嗣は正2品の官品で入唐したが、唐朝は1階進めて従1品の文散官を授与することをためらい、左金吾衛將軍の官を特別に授与することによって、1階進める原則を解決している。

『旧唐書』日本国伝に第8次遣唐大使の粟田真人は、長安3年（703）に則天武后に拝謁した後、則天宴之于麟德殿、授司膳卿、放還本国。

とある。司膳卿は光祿寺を司膳寺とし、その長官である光祿卿を司膳卿と改称した官であり、品階は従3品である。粟田真人は従4位上の官位にあって遣唐大使に就任している。彼が従3品の司膳卿に進階されたのであるから、粟田真人は2階の借位をし、唐朝では正4品上と名乗っていた可能性が大である。

『入唐求法巡礼行記』開成5年（840）3月7日の条に、登州開元寺のこととして、

七日、王押衙宅裏齋。此開元寺仏殿西廊外僧伽和尚堂北壁上画西方淨土及補陀落淨土。是

日本国使之願。即於壁上、書着縁起、皆悉没卻、但見日本国三字。於仏像左右、書着願主名、尽是日本人。官位姓名、録事正六位上建必感・録事正六位上羽豊翔（羽栗翔）・雑使従八位下秦育・雑使従八位下白牛養・諸史従六位下秦海魚・使下従六位下散位□□度・僱人従七位下建雄貞・僱人従八位下紀朝臣□□。尋問、無人説其本由。不知何年朝貢使到此州下。とある。円仁は何年の日本の遣唐使節のことか不明とするが、「録事正六位上・羽栗翔」とあり、初期を除いて北路を利用した遣唐使節は天平宝字3年(751)の高元度を大使とする使節しかない。前掲した『入唐求法巡礼行記』の記事で注意すべきは、正6位上の録事がいることである。録事は7位官が充当されるのが通例である。しかし、録事正6位上・建必感や録事正6位上・羽栗翔とある。これは借位をして唐朝に向けた官位を名乗っていると考えなければならない。正7位上が四階借位すれば正6位上となるから、全員4階の借位をした官位を表記していると考えられる。

11 遣唐使の借位

井真成が贈尚衣奉御（従5品上）の官を授与されたことについて述べる段となった。井真成が贈尚衣奉御とされたのは、彼が唐風にいえば、従5品下の官品を生前に有しており、そこから1階進められて、従5品上の贈尚衣奉御とされたのである。遣唐大使は4位官、副使は5位官が就任することを通例としていた。井真成が遣唐副使でないことは明白であるから、生前に有した従5品下（従5位下）の官品は借位と考えねばならない。

では、何階の借位をしていたのであろうか。このことを解決する上で参考になるのが、第10次遣唐大使で、井真成の長官である多治比真人広成の入唐時の官位である。『日本三代実録』巻12貞観8年(866)2月21日丁卯の条に、

左中弁正五位下丹墀真人貞峯等賜姓多治真人。先是、貞峯等上表曰、……（中略）……。

天平六年、遣唐使正三位行中納言兼皇太子傅式部卿多治比真人広成、入唐之日、改作丹墀。とあり、多治比広成の入唐時の官位は正3位であったという。彼は従4位上で遣唐大使に就任しているから、その差は4階となる。つまり、第10次遣唐使節は全員4階の借位をしていたと推定してよい。

井真成は唐風にいえば、従5品下の官品を生前に有していた。これは4階の借位の結果であり、本当の官位は従6位下であったことになる。従6位下であれば、井真成は遣唐使判官であってもよいことになるが、高階遠成の例から明らかなように、通例として判官は正6位上の官位にある者が就任するから、従6位下であれば位不足というべきである。

『続日本紀』天平4年(732)の条に、

八月丁亥、以従四位上多治比真人広成爲遣唐大使、従五位下中臣朝臣名代爲副使。判官四人、録事四人。

とあり、第10次遣唐使の判官は4人と明記されている。4人の姓名は『遣唐使研究と史料』（東海大学出版会 1987）の224頁に列挙されており、以下の人たちである。

平群広成 外従5位上 渤海国經由で帰国。

田口養年富 正6位上 帰国せず（帰路物故。天平8年贈従5位下）。

紀馬主 正6位上 帰国せず（帰路物故。天平8年贈従5位下）。

秦朝度

従って、井真成を第10次遣唐使判官とすることはできない。また上記に示した判官が正6位上であるから、従6位下の井真成を判官とするには少々の無理がある。

では、井真成は4等官（主典）の遣唐使録事ではないかと想定されるが、録事は7位官から選抜するのを通例とする。井真成の死亡は唐朝に報告され、贈尚衣奉御の官を授与されたことを思えば遣唐使録事でもない。唐朝の規定では、唐領域内における外国使節の3等官以上の死亡は、皇帝に奏聞することになっているからである。『唐六典』巻18鴻臚寺・典客署の条には、外国使節に関して、

若身亡、使主・副及第三等已上官奏聞。其葬事所須、所司量給。欲還蕃者、則給輦遞至境。

首領第四等已下、不奏聞、但差車・牛、送至墓所。

とある。外国使節の3等官以上が唐朝の領域で死亡した場合、皇帝に奏聞し、葬儀費用は唐朝が負担する規定であった。井真成の死は皇帝に奏聞され、従5品下の官品にあったから、1階進めて贈尚衣奉御を授与されたのである。また葬儀費用は唐朝が負担したのである。やはり井真成は3等官であったと想定しなければならない。しかし、第10次遣唐使判官は4名で、その姓名も判明しているから、井真成は遣唐使判官ではない。

12 遣唐使の准判官と井真成

前掲した『続日本紀』に、第10次遣唐使節は「判官四人・録事四人」が置かれたが、第10次遣唐使節の場合には、判官と録事の間には「准判官」が置かれていた。『続日本紀』天平8年（736）11月戊寅の条に、第10次遣唐使節の随員として、

准判官従七位下大伴宿禰首名。

という准判官名がある。これによって、第10次遣唐使節には、590人という極めて大型の使節団であり、下部組織の管理を考えた結果、特別に准判官が設置されていたことは疑いない。

井真成は従6位下の官位にあるが、第10次遣唐使の判官ではないことは明白である。また従7位下の大伴宿禰首名が准判官であるから、井真成の官位は大伴宿禰首名より4階も上に位置するため、録事でもない。では井真成の第10次遣唐使節における職名は何であったのだろうか。

従6位下は通常においては遣唐使判官にはなれない。第10次遣唐使節は総勢590人という極めて大型の使節団であることに鑑みて、従6位上以下、7位官で構成する准判官を臨時に設けたと想定することは可能であろう。井真成は遣唐使判官としては官位不足であるから、准判官の1員に選抜されていたのであり、准判官の中で彼は従6位下であるから、准判官の中では上席の准判官であった。遣唐使節において無役の者が長安まで上京するはずがない。

大伴宿禰首名は准判官ではあるが、彼の官位は井真成の官位と大きく異なる。准判官には3等官である判官に近似する准判官と、4等官である録事に近似する准判官があった。遣唐使節内においては同じ准判官であるが、唐朝に提出した使節団の構成員名簿においては、井真成は判官に

準じる扱いとされたようである。それゆえに死亡に際して皇帝に奏聞された。

井真成は判官扱いの准判官として入唐したのである。

13 まとめ

以上、井真成に関して論じた。井真成は留学生とするのが一般的であるが、井真成墓誌出土以来の議論をたどってみると、その説の根拠に疑問符がつき、また唐の制度をあらためて検討しておしてみると、その説としての根拠がないことがわかった。上文に具体例をもって述べたように、唐代の制度や日本の古代史一般に照らし合わせると、井真成は天平5年の多治比広成を大使とする第10次遣唐使節の上席准判官であったと結論される。

井真成墓誌の規格は特に小さく、墓誌石の寸法は39.5×39.5cmで、宮女の墓誌よりも小さい⁶⁴⁾。誌文の多くは常套句で、171文字しかなく（闕字9字、現存162字）、石碑の余白は四行にも達し、全体の3割の幅を占めているだけでなく、撰者名もない。これはすべて、この墓誌が急いで作製されたことを示している。

なお、単に一般の誤解を解くだけの意味にすぎないことを断った上で、気賀沢氏の井真成墓誌解説に関して一言しておく。気賀沢氏は「墓誌において常套句や類似の表現はよくみられ、ふつうはそれほど難しい典故をふむことはないからである」という。彼は「詔贈尚衣奉御」を「尚衣奉御を贈るを詔す」と読む。「贈尚衣奉御」は贈官なのだから、「詔して贈尚衣奉御とす」とか「贈尚衣奉御を詔す」と読み、贈官であることをはっきりさせるべきである。

一般的にあって、墓誌の大部分は死者の生涯の紹介に占められ、これを「序」と称しているのは、結末である「銘」を導くためである。銘は多く駢儷文を採用し、韻文形式をとり、大量の典故を踏まえ、音律格式を重んじる。それによって、生者の死者に対する追憶や悲しみ、冥福を祈る気持ちを託しており、墓誌銘の重要性はここにある。ただ、今日の研究者にとって、前半部分の「序」が多くの歴史的な情報を伝えているために重視され、却って「銘」は棚上げされてしまっている。その意味から気賀沢氏による井真成墓誌の訳文をみると、「序」の部分にある「難与儔矣」、「□遇移舟」、「隙逢奔駟」、「追崇有典」を遺漏しており、「不幸生病」の一句を追加し、「皇上哀傷」を「大変遺憾」と訳している。後半部分に至っては、「礼也。嗚呼、素車曉引、丹旌行哀。嗟遠□兮頽暮日、指窮郊兮悲夜台。其辞曰、□乃天常、哀茲遠方。形既埋於異土、魂庶歸於故郷」がすべて省略されている。恐らく気賀沢氏のいう常套句に属しているため、翻訳の労を省いたのであろう。しかし、実際に多くの初心者が判らないのも、まさにこれらの字句なのであり、やはり翻訳して範を示し、唐代の墓誌銘が極めて容易で、難しいことではないことを、より明確に証明するべきであったと思う。幸いなことに井真成墓誌は全文で162字しかなく、唐代の墓誌では短くてわかりやすいものに属しており、大して時間はかからないであろう。

(河上麻由子 訳)

註

- (1) 葉国良「唐代墓誌考釈八則」(『石学続探』所収、大安出版社、1999年、初出1995年)。
- (2) 『井真成墓誌』と尚衣奉御という官職(専修大学・西北大学共同プロジェクト編『遣唐使の見た中国と日本 新発見「井真成墓誌」から何がわかるか』所収)。
- (3) 「新発見の『井真成墓誌』とその基礎的研究」(前掲『遣唐使の見た中国と日本 新発見「井真成墓誌」から何がわかるか』所収)。
- (4) 『莊子』大宗師には「夫藏舟于壑、藏山于沢、謂之固矣。然而夜半有力者負之而走、昧者不知也」、『墨子』兼愛下には「人之生乎地上之无幾何也、譬之犹駟驅而過隙也」とある。
- (5) 唐が日本国使節に与える官については、中村裕一教授から貴重な教示をいただき、井真成の身分を判明するには重要な手がかりを得た。深く感謝の意を表す。
- (6) 例えば、「亡宮墓誌」(『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』所収)は、調露元年で、48×49cm、「亡宮三品墓志」(『隋唐五代墓志滙編』洛陽卷所収)は、開元22年で、43.5×43.5cm。